

高森高原風力発電事業（仮称）
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 25 年 5 月

岩 手 県
企 業 局

< 目 次 >

	page
第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 開催場所及び日時.....	2
(2) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの 意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	3
[別紙1] 自治体広報誌への掲載	12
[別紙2] 岩手県ホームページへの掲載	13

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を広く求めるため、方法書を作成した旨及びその他の事項を公告し、1月間縦覧した。

(1) 公告の日

- ・ 一戸町 平成25年3月8日（縦覧の告知）
- ・ 二戸市 平成25年3月15日（縦覧の告知）

(2) 公告の方法

① 上記自治体の広報紙に掲載した。

[別紙1参照]

- ・ 広報いちのへ 3月号 (No.608) P.20
- ・ 広報このへ 3月号 (No.174) P.4

② 上記の公告に加え、次のとおり公表した。

[別紙2参照]

- ・ 岩手県ホームページ

(3) 縦覧場所

① 一戸町1箇所、二戸市2箇所の計3箇所で縦覧を実施した。

[別紙1参照]

- ・ 一戸町役場 まちづくり課（一戸町高善寺字大川鉢24-9）
- ・ 二戸市役所 政策推進課（二戸市福岡字川又47）
- ・ 二戸市浄法寺総合支所 産業建設課（二戸市浄法寺町下前田37-4）

② 上記の縦覧に加え、岩手県ホームページに方法書の内容を掲載した。

[別紙2参照]

(4) 縦覧期間

平成25年3月18日（月）から平成25年4月17日（水）までとし、各縦覧場所の閲覧時間は次のとおりとした。

なお、岩手県ホームページでは、更に平成24年5月1日（水）まで閲覧可能とした。

- ・ 一戸町役場 まちづくり課 : 平日8時30分から17時30分
- ・ 二戸市役所 政策推進課 : 平日8時30分から17時15分
- ・ 二戸市浄法寺総合支所 産業建設課 : 平日8時30分から17時15分
- ・ 岩手県ホームページ : アクセス件数591件

(5) 縦覧者数

総数 2名

(内訳)

- ・ 一戸町役場 まちづくり課 2名
- ・ 二戸市役所 政策推進課 0名
- ・ 二戸市浄法寺総合支所 産業建設課 0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を、一戸町1箇所、二戸市1箇所の計2箇所において開催した。

なお、説明会の開催の公告は、次のとおり実施した。

[別紙1参照]

- ・ 広報いちのへ お知らせ版 No.72 3月22日号 P.1
- ・ 広報にのへ 3月号 (No.174) P.4

(1) 開催場所及び日時

開催場所	日時
一戸町コミュニティセンター 会議室 (一戸町一戸字砂森 117-2)	平成25年4月9日(火) 18:00~20:00
二戸市浄法寺総合支所 2階会議室 (二戸市浄法寺町下前田 37-4)	平成25年4月8日(月) 18:00~20:00

(2) 来場者数

総数 14名

(内訳)

- ・ 一戸町 12名
- ・ 二戸市 2名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受けた。

(1) 意見書の提出期間

平成25年3月18日(月)から平成25年5月1日(水)まで
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ・ 縦覧場所及び説明会に備え付けた意見書箱への投函
- ・ 岩手県企業局業務課への郵送による書面の提出

[別紙2参照]

縦覧場所： 一戸町役場 まちづくり課 1名1通4件の意見
郵送： 岩手県企業局業務課 2名(連名)1通14件の意見
住民説明会： 一戸町 4名6件の意見、二戸市 2名2件の意見

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、住民説明会での意見を含む意見総数は26件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく、事業者に対して意見書の提出、又は住民説明会の来場者が述べられた環境の保全の見地からの意見の総数は26件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要と事業者の見解は次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1 意見書 縦覧場所	風車施設周辺の植生が大きく変わることが予想されます。変化に対する対策事業はあるのでしょうか。例えば植林とか。	風力発電施設は主に牧草地に建設することを想定していることから、大規模な樹林の伐採は想定していません。 工事中は風力発電施設の周辺が一時的に改変されますが、可能な範囲で埋め戻しと緑化等を行い、改変前の植生への復元を行います。
2 意見書 郵送	計画区域の選定について 計画区域周辺にはイヌワシ、オオワシ、オジロワシが生息している。特にイヌワシにおいては営巣や採餌など重要な行動をとる地域であり、その生息には大きな影響を与える可能性があることから、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、計画区域の見直しを行うべきである。	平成15年度及び平成17年度に当該事業実施区域周辺で実施された猛禽類調査結果及び地元の学識者への聞き取り調査結果によれば、イヌワシやクマタカは事業実施区域内を主な行動圏とした客観的事実は確認できませんでした。 環境影響評価にあたっては、地元の学識者の助言を得ながら、事業実施区域及びその周辺における希少猛禽類の生息状況に関する調査を改めて実施し、最新の調査結果を元に予測・評価を実施します。
3 一戸町 説明会	ブレードの長さが40m程度あるが、搬入する際に既存の道路を改修したりするのか。	今後実施する基本設計の中で、具体的な搬入方法や経路、道路改修の可否等について検討します。
4 二戸市 説明会	風車の建設にあたってかなり大きなトレーラー等で搬入する必要があると思われるが、高森高原を通る道路は現状では狭い。運搬の為に道路を作りながら搬入を行うこともあるのか。通常、建設予定地を考えれば搬入は一戸町側の国道4号線から行われると思うが、浄法寺側からも高森高原へ抜ける道路があることから、一部の資材については浄法寺側から搬入することになれば、おそらく浄法寺側の住民もどのような工事計画になるか気になると思う。	基本的には一戸町側からの搬入を想定していますが、今後実施する基本設計の中で、具体的な搬入方法や経路、道路改修の可否等について検討します。

2. 大気質

No.	意見の概要	事業者の見解
5 一戸町 説明会	低周波について、波長がかなり長くかなり遠くまで届くと聞いたが、実際の事例等はあるのか。	実際の事例等は把握していないが、当該事業実施区域の場合には、最寄りの住宅が事業地から約 1.1km の距離にあることを踏まえて、低周波音についての予測・評価をします。
6 一戸町 説明会	一般的な影響の範囲というのは 1km 前後といこうことか。	「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書」（環境省総合環境政策局、平成 23 年 6 月）を踏まえ、影響を受けるおそれのある地域を対象事業実施区域及びその周辺 1 km の範囲と設定しています。 当該事業実施区域の場合には、最寄りの住宅が事業地から約 1.1km の距離にあることを踏まえて、低周波音についての予測・評価をします。
7 二戸市 説明会	低周波調査について 施設が建っていない状態で 2 日間の周波数特性の測定を行い、その結果に予測値のようなものを組み合わせて予測を行うのか。 また、発電施設を集中して 11 本も建てることによって、稲庭高原のようなまばらに建設される状態よりも、相乗効果で騒音が大きくなったりするものなのか。	現地調査では、風力発電機がない状態の現状の低周波音について測定します。予測の際には、現況の測定値と、メーカー等から提供された選定機種で測定した騒音値や低周波音の値を使って、伝搬計算等を行い、予測を行います。 方法書に記載の伝搬計算方法では、発生した騒音や低周波音のエネルギー量が風力発電と予測地点までの距離に応じて、どれだけ減衰するかを計算するものであり、音波の干渉による増幅や打消しは考慮していません。従って、風力発電機が多数立つと、機数により発生源が増えるので騒音や低周波音は大きくなる計算となります。

3. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
8 意見書 縦覧場所	<p>植物相調査について</p> <p>文献等の資料は、古い調査（例：一戸町史昭 57）なので、その後の変化が考えられます。特に事業実施区域は牧場（牧草地）となっていたりするので、栽培種の逸出をはじめ、他地域からの侵入、帰化植物に至るまで広に未記載の植物の生育が想像されます。従って、新しい調査資料に基づいて環境影響評価をすることが望ましいと思います。</p>	<p>対象事業実施区域における環境影響評価に際しては、植物についても新たに現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺に生育する植物について、逸出種や帰化植物を含めて把握し、その調査結果に基づいて予測・評価を行います。</p>
9 意見書 縦覧場所	<p>工事用資材等の搬入（アクセスルート）の調査について</p> <p>国道4号線から工事現場までの運搬道周辺の変化が考えられますが、法面・マント植生について希少種の生育が考えられ調査の吟味が望まれます。</p>	<p>工事用資材等の搬入路については、現道の利用を考えていますが、今後拡幅等の工事の要否について検討します。</p> <p>その上で、拡幅等の改変が必要となった場合には、改変部及びその周辺において現地調査を実施し、希少種等の生育について確認します。</p>
10 意見書 郵送	<p>対象事業実施区域で確認されている希少鳥類について</p> <p>「3-1-15 5.1 動物の生息状況」では、オジロワシ、オオワシ、オオハクチョウについて記載されていないが、地元の野鳥関係者の間では、これらの希少な鳥類が対象事業実施区域（以下「計画区域」という）周辺でみられることは概知の事実である。このため地元の専門家に聞き取り調査を実施するなどして、これらの鳥類における計画区域周辺での生息および繁殖行動様式等について情報を収集し、その結果を本報告書に記載すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域における環境影響評価のための鳥類の現地調査に際しては、地元の学識者への聞き取りも含め、助言を得ながら実施していくこととしています。</p> <p>また、調査ではご指摘のオジロワシ、オオワシ、オオハクチョウについて留意します。</p>
11 意見書 郵送	<p>計画区域周辺の渡り鳥の状況について</p> <p>計画区域である高森高原およびその周辺の奥中山と西岳などの一帯は、南流する北上川水系と北流する馬淵川水系を分ける稜線に位置する地形的要因により、渡り鳥にとって重要な渡りルートになっていることが地元の野鳥関係者の間では知られている。ここはオオワシやオジロワシ、ハヤブサ、ミサゴなど希少猛禽類のみならず、マガンやヒシクイなどのガンカモ類、オオジシギなどのジシギ類、コノハズク、ツグミ類やムシクイ類、センニュウ類といった鳥類など多くの鳥が</p>	<p>対象事業実施区域における環境影響評価のための渡り鳥の現地調査に際しては、地元の学識者への聞き取りも含め、助言を得ながら実施していくこととしています。</p> <p>また、調査ではご指摘の鳥類の生態や植生及び気象条件の影響を多く受けることを考慮します。</p>

	渡っているが、特にベニヒワ（冬鳥）やツバメの群れは相当数が確認されている他、イソヒヨドリなど海岸を生息地とする種も出現している。なお、これらの渡りルートは、種によって草原、低木林を選考するもの、ブナやダケカンバ、ミズナラなど高木林環境を選考するものなど、植生による違いや気象条件の影響を多く受け、ある程度の幅を持っていることを十分に踏まえ、事業者は計画区域及びその周辺の状況を調査するにあたり、周到な調査計画を立てるべきである。	
12 意見書 郵送	参考にするべきデータについて 計画区域の北西 13km にある稲庭岳にある風力発電施設ではライトアップ時にバードストライク事故が起きているが、本方法書で既存文献としてその事故の状況、被害に遭った生物名、特に鳥種名を示し、そのことを踏まえるよう、方法書の内容を見直すべきである。	当該風力発電施設は、夜間のライトアップを行いません。 なお、稲庭高原風力発電施設のライトアップ時におけるバードストライク事例としては、コルリ、センダイムシクイ、ゴイザギ、ハシブトガラス、ヒレアシシギ科の 1 種、ヒナコウモリの衝突が確認されています。
13 意見書 郵送	夜間調査の実施について 計画区域において、適切な時期に一般鳥類と同じ回数の夜間鳥類調査を実施し、夜行性鳥類の有無など必要な情報把握に務めること。	鳥類の現地調査に夜行性鳥類を対象とした夜間調査を加えることとします。
14 意見書 郵送	調査範囲について 鳥類の調査範囲について、計画区域周辺にはイヌワシやクマタカなど行動圏の広い鳥類の生息が確認され、オオワシやオジロワシなどの渡りを確認する可能性があることから、希少猛禽類の生息状況に関しては計画区域周辺 10km 程度まで、渡り鳥に関しては計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるように、調査範囲を見直すべきである。	平成 15 年度及び平成 17 年度に当該事業実施区域周辺で実施された猛禽類調査によれば、イヌワシやクマタカは事業実施区域内を行動圏とした客観的事実は確認できませんでした。 一方、オオタカやノスリが事業実施区域周辺を行動圏として利用している可能性が高い結果が得られたことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」及び地元の学識者の助言を踏まえ、オオタカの高利用域である約 1km を調査対象範囲としました。 なお、現地調査を実施する中でイヌワシやクマタカ等が事業実施区域内を利用している可能性が考えられた場合には、適宜調査範囲を拡張します。
15 意見書 郵送	ラインセンサスについて 鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査時期において確認種数が飽和するよう、1 回の調査につき 4 回のセンサスを実施すること。または、	ラインセンサス法については、同個体のダブルカウントなどが起こる可能性が高くなることから、同ラインにおける複数回での実施は想定していません。 確認種については、別途実施する任意

	スポットセンサス法を用いることを検討すること。	観察法による調査、希少猛禽類の生息状況調査、鳥類の渡り時の移動経路に関する調査によって補足し、各調査時期における確認種数が飽和するように努めます。
16 意見書 郵送	一般鳥類に関する空間飛行調査について 一般鳥類については空間飛行調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。空間飛行調査では飛行高度の計測を行うが、飛行高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。	一般鳥類調査においても、適切な方法により可能な範囲で飛行高度を記録します。
17 意見書 郵送	飛行軌跡調査について 希少猛禽類の生息状況調査においては、すべての希少猛禽類に対して飛行軌跡を記録し、計画区域とその周辺をどのように利用しているか把握すること。飛行軌跡調査では飛行高度の計測を行い、飛行高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。	希少猛禽類の生息状況に関する調査では、すべての希少猛禽類に対して、適切な方法により、飛行軌跡、高度区分、飛行高度等を記録します(方法書 p143 に記載)。
18 意見書 郵送	調査期間について 鳥類の調査期間については、「四季の実施とする」とのみ記されているが、具体的には春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと表現し、少なくとも年に5期分は調査を行うこと。また、計画区域周辺にどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むには単年度調査では不十分であり、各年により変動があることを踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。	鳥類の調査時期としては、季節により出現する種類や行動等が変化することから、春季(春の渡り)、繁殖期、夏季、秋季(秋の渡り)、冬季(越冬期)の5季を想定しています。また、調査年としては、猛禽類については2営巣期、一般鳥類及び鳥類の渡り時の移動経路に関する調査については1年での調査を計画していますが、地元の学識者の助言を得ながら、検討します。
19 意見書 郵送	希少猛禽類の生息状況に関する調査期間について 計画区域西方2kmの大又沢上流域(安比川支流:馬淵川水系)では、ここにホームレンジを持つイヌワシ個体の生息が確認されており、希少猛禽類調査の対象となる可能性が高い。イヌワシについては、なわばりを持たない若鳥やペアが入れ替わり、なわばりの外に出た放浪成鳥などの出現の可能性があることや、繁殖状況は年によって変動することを踏まえ、少なくとも3年以上は調査を継続実施すること。なお、調査は1回を3日間とし、月に2回以上行うこと。特に、猛	希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」及び地元の学識者の助言を得ながら、繁殖を含む2シーズンでの調査を計画していますが、月毎の調査回数、悪天候時の調査も含め、地元の学識者の助言を得ながら、検討します。

	<p>禽類の風車へのバードストライクは天候不良時におきやすいとされることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。</p>	
20 意見書 郵送	<p>鳥類の渡り時の移動経路に関する調査時期について</p> <p>鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、渡り時期の幅が広いことから、春季調査については3月中旬～5月下旬、秋季調査については8月中旬～11月中旬とし、期間中の調査は複数日行うこととするなど、十分な配慮が必要である。さらに、渡り時期に出現する鳥種の変化は、短い期間中でも大きいことから、各調査は少なくとも2週間に1回(1回につき3日間)程度実施すること。</p>	<p>鳥類の渡り時の移動経路に関する調査時期については、地元の学識者の助言を得ながら、春季は3日間程度、秋季は7日間程度、夜間調査は5日間程度の調査を計画しています。</p>
21 意見書 郵送	<p>レーダー調査の利用について</p> <p>鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。場合によっては、樹冠部をやや越える高さのやぐらを設置するなどしてレーダー調査を実施すること。</p>	<p>鳥類の渡り時の移動経路に関する調査に際して、レーダー調査では地上から高度100m程度までのデータが取得しづらいことから実施することを想定していません。</p> <p>地元の学識者の助言を得ながら、別の方法による調査を計画しています。</p>
22 意見書 郵送	<p>委員会の設置について</p> <p>本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。また、環境調査中においても随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。</p>	<p>方法書の内容については、関係法令に基づき、公告・縦覧や住民説明会の開催等を通じて、様々なご意見をいただき、その内容を踏まえて、方法書や現地調査の内容について整理しながら進めていくこととしています。</p> <p>現時点においては、委員会設置は考えていませんが、適宜、地元の学識者の助言を得ながら進めていきます。</p>
23 一戸町 説明会	<p>動物の状況について、種類について確認したという表現になっているが、それはいつ頃調査を実施したのか。</p>	<p>方法書に記載の動物の状況については、一戸町と旧浄法寺町を対象に文献調査によって確認したものであり、今後、現地に入って詳細な調査を実施します。</p>
24 一戸町 説明会	<p>動物の現地踏査に関連して、放牧地なので牛への影響の調査も実施してもらえれば農家の人は安心すると思う。騒音振動や低周波によって、牛にもストレスが発生するのではないかと感じる。</p>	<p>環境影響評価の項目の動物には、家畜は含まれません。</p> <p>なお、稲庭高原風力発電所で、そのような影響があった旨の情報は聞いていませんが、他サイトにおける事例等も参考にしながら、必要に応じて対応します。</p>
25 一戸町	<p>33,000ボルトの送電線を埋設するというのだが、動物等への影響はないの</p>	<p>遮蔽ケーブルを導入することにより、一般的な送電線よりも電磁波の影響は小</p>

説明会	か。	さくなります。実際の施工にあたっては、国の技術基準を満足するような工法で進めていきます。
-----	----	--

4. 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見の概要	事業者の見解
26 意見書 縦覧場所	<p>人と自然との触れ合いの活動の場について</p> <p>区分は分かりませんが、保安林の一角に一戸町所有のブナ林（通称：ふれあいの森林）原生林があります。「自然との触れ合いの場」として利用していますが、対象事業実施区域外としてでも認識しておいた方がいいと思われます。特に動物の生息環境を考慮する際、参考になるのでは。</p>	<p>「一戸町ふれあいの森林」については、人と自然との触れ合いの活動の場の状況に加えるとともに、事業の実施によって、人と自然との触れ合いの活動の場に影響が想定される地点かどうかについて検討します。</p>

○広報いちのへ 3月号 (No. 608) P. 20

○広報いちのへ お知らせ版 No. 72
3月22日号 P. 1

**高森高原に予定している
「風力発電事業」の方法書縦覧**

高森高原に岩手県企業局が計画中の「高森高原風力発電所（仮称）」に関して、環境影響評価の方法を定めた「環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧します。

■縦覧場所
一戸町役場 まちづくり課

■縦覧期間
3月18日(月)～4月17日(水)
8:30～17:30
※土・日・祝日除きます。

■意見書受付場所
まちづくり課に備えてある投函箱へお入れください。

■意見書受付期間
3月18日(月)～5月1日(水)

☎岩手県企業局 業務課
☎ 019-629-6398

**高森高原風力発電所（仮称）
住民説明会のお知らせ**

岩手県企業局が高森高原周辺に計画中の「高森高原風力発電所（仮称）」の環境影響評価の方法を定めた「環境影響評価方法書」に関する住民説明会を下記のとおり開催します。

■日時 4月9日(火) 18:00～20:00
■会場 町コミュニティセンター 会議室
☎岩手県 企業局 業務課 ☎ 019-629-6398

○広報にのへ 3月号 (No. 174) P. 4

**「風力発電事業」の方法書縦覧および
住民説明会のお知らせ**

高森高原牧場周辺において岩手県企業局が計画中の「高森高原風力発電所（仮称）」に関して、環境影響評価の方法を定めた「環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会を行います。

縦覧期間 3月18日(月)～4月17日(水)の午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 市役所政策推進課および浄法寺総合支所産業建設課

意見書受付 縦覧場所備え付けの投函箱へ

意見書受付期間 3月18日(月)～5月1日(水)

住民説明会
日時 4月8日(月)午後6時～8時
場所 浄法寺総合支所2階会議室

問い合わせ先 岩手県企業局業務課(☎019-629-6398)

○平成 25 年 3 月 8 日（金）から平成 25 年 5 月 1 日まで掲載

 **岩手県** Iwate Prefecture Web Site

高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書の公表について

プリント

高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書の公表について

岩手県では、平成25年3月7日付で「高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」(以下、方法書)およびその要約書を経済産業大臣に届出るとともに、対象事業により環境影響を受ける範囲であると認められる二戸市、一戸町に送付しました。提出した方法書およびその要約書を、環境影響評価法第7条に基づき公表します。

公表する方法書は、下記のとおりです。
下方にある関連ファイルより閲覧できます。

方法書

- 表紙・目次
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - 第1節 自然的状況
 - 第2節 社会的状況
- 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の検討

方法書の要約書

意見書

- ・ 方法書及び要約書は、平成25年3月18日(月)から平成25年5月1日(水)までの期間は閲覧が可能(印刷不可)です。
- ・ 方法書で使用されている地図は国土地理院の承諾を得て複製したものです。(承諾番号 平24情複、第885号)

関連ファイルダウンロード

-  00_表示・目次
-  01_第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
-  02_第2章 対象事業の目的及び内容
-  03_第3章 第1節 自然的状況
-  04_第3章 第2節 社会的状況
-  05_第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の検討
-  06_方法書 要約版
-  07_意見書 様式

電話： 019-629-6398
内線番号： 6398
FAX： 019-629-6404
E-Mail： EB0003@pref.iwate.jp
企業局業務課電気担当

[このページの先頭に戻る](#)

岩手県庁 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-651-3111(総合案内) [アクセス](#)

お問い合わせ / 県庁業務課一覧 / よくあるご質問 / 個人情報保護の取扱い / ウェブアクセシビリティ / リンクについて
Copyright© Iwate Prefecture Government All Rights Reserved.
当ホームページで使用している全てのデータの無断転載を禁じます

○意見書の提出及び様式

高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書

に対する意見書の提出について

1. 方法書について環境の保全の見地から意見をお持ちの方は、どなたでも意見書を提出することができます。
2. 意見書には、意見書を提出される方のご氏名およびご住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）、方法書の名称（高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書）、環境の保全の見地からの意見およびその理由を日本語で記載してください。
（環境影響評価法に定められている事項です。）
3. 意見書を提出される場合は、本ファイルに添付している意見書様式あるいは縦覧場所に備え付けの意見書用紙をご利用ください。
4. 意見書の提出は、下記送付先にご郵送いただくか、縦覧場所に備え付けの意見書投函箱に投函してください。縦覧場所は、下記に示す3か所となります。
＜送付先＞
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1
岩手県企業局 業務課 宛

＜縦覧場所（意見書投函箱設置場所）＞
 - ・一戸町 町役場内 まちづくり課
 - ・二戸市 市役所内 政策推進課
 - ・二戸市 浄法寺総合支所内 産業建設課
5. 意見書の提出期限は、平成25年5月1日（郵送の場合は当日消印有効）です。

(No. /)

「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」に対する意見書

平成 年 月 日提出

項目	記入欄
ふりがな 氏名 〔法人その他の団体にあつては、 法人・団体名、代表者の氏名〕	
住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
意見の項目※	
方法書についての環境の保全 の見地からの意見 〔日本語より意見の理由を含め て記載してください。〕	

※意見の項目の例

事業計画、環境全般、大気質、騒音・振動、水質、風車の影、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物、電波障害、その他

【備考】

- 意見書：環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。
その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 宛先：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1 岩手県企業局 業務課 宛
- 提出期限：平成25年5月1日（郵送の場合は、当日消印有効）
- ご注意：この用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。なお、ご記入いただいた意見の内容によっては、公表する可能性がありますので予めご了承ください。